

---

令和8年第1回川場村議会臨時会会議録第1号

---

令和8年1月21日（水曜日）

---

議事日程 第1号

令和8年1月21日（水曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番・6番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 4 議案第2号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 5 議案第3号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第4号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第 7 議案第5号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 8 字句等の整理委任について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9人）

1番	栗原達也君	2番	千木良澄夫君
3番		4番	角田文雄君
5番	津久井俊雄君	6番	宮内好美君
7番	丸山敏雄君	8番	細谷市衛君
9番	黒田まり子君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	角田圭一君
教育長	宮内伸明君	総務課長	小林巧君
健康福祉課長	布施伸一郎君	むらづくり振興課長	小菅喜仁君
田園整備課長	石田信幸君		

---

事務局職員出席者

事務局長	今井忠	書記	田中玲子
------	-----	----	------

## ◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和8年第1回川場村議会臨時会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 臨時会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和8年第1回川場村議会臨時会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

今期臨時会におきましては、条例の一部改正、一般会計補正予算について議案提出が予定されております。

議員各位には慎重審議をご期待申し上げ、併せて執行部の適切なる説明をお願いし、開会の挨拶といたします。

---

## ◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第1回川場村議会臨時会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

今回の臨時議会におきまして、国より強い経済を実現するための経済対策として、地域の実情に応じ、きめ細かい物価高対策を実施できるよう、補正予算として重点支援地方交付金を計上いたしました。これは、食料品など生活必需品の物価高騰に対する支援を早期に執行することが挙げられた趣旨に基づき実施するものであります。

また、一昨日、高市内閣総理大臣より1月23日に衆議院を解散することが発表され、衆議院議員総選挙等が1月27日公示、2月8日投開票の日程で実施すると表明があり、本村においても衆議院議員総選挙等の事務を急ピッチで進めているところでございます。

さて、株式会社田園プラザ川場による愛郷ぐんまプロジェクトに関する不正受給事案についてであります。群馬県の当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ県内旅行の需要喚起及び県内宿泊施設や観光事業者の支援を目的として実施され、群馬県民が県内の旅館・ホテル等に宿泊した際、宿泊料金の一部を支援するものであります。株式会社田園プラザ川場は、当時運営をしていたホテル田園プラザにおいて、該当しない県外在住者を県内在住者として記載した支援金申込書を提出し、支援金24万9,000円（55人泊分）を不正に受給した事実が明らかになっております。

これについて、株式会社田園プラザ川場は、昨年12月11日に自身のホームページにおきまして

おわびと経緯の報告を公表し、12月25日に不正受給額24万9,000円を群馬県へ返還しております。そして、代表取締役の役員報酬を3か月間50%減額の処分をいたしました。

筆頭株主である本村といたしましては、二度とこのようなことがないよう、株式会社田園プラザ川場に対し適正なガバナンス強化を強く求めたところがございますので、報告をいたします。

さて、本臨時会にご提案する案件は、条例の改正4件、一般会計補正予算1件、合わせて5件であります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。

---

## ◎開会・開議

午前10時05分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において5番津久井議員、6番宮内議員を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

---

## ◎日程第3 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国におきましては、人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じて令和7年以降の期末手当の支給率の改正を規定するため、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第1条では、議会の議員の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げるものであります。適用は令和7年12月1日からとし、第2条では、令和8年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の232.5とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第2号 特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国におきましては、人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律  
に準じて令和7年以降の期末手当の支給率の改正を規定するため、特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第1条では、特別職の職員で常勤のもの  
の期末手当の支給割合を年間0.05月分  
引き上げるものであります。適用は令和7年12月1日からとし、第2条では、令和8年度からは、  
6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の232.5とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたしま  
す。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号 特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条  
例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第5 議案第3号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、議案第3号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第3号 川場村職員の給与に関する条  
例等の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国におきましては、人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

に準じて、給料月額の設定並びに令和7年以降の期末手当及び勤勉手当の支給率をはじめとする諸手当の制度改正等、所要の改正を規定するため、川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

改正の内容は、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他職員の給料月額を4月に遡って引き上げるものであります。同時に、通勤手当及び宿日直手当の額の改正も併せて行うものであります。また、期末手当、勤勉手当の支給割合をそれぞれ年間0.025月分引き上げるものであります。適用は令和7年12月1日からとし、令和8年度からは、6月、12月の支給割合を、期末手当100分の126.25、勤勉手当100分の106.25とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号 川場村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 議案第4号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第4号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第4号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

国におきましては、人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じて、給料月額の設定並びに令和7年以降の期末手当の支給率の改正等を川場村職員の給与に関する条例に準じて規定するため、川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、給料月額を4月に遡って引き上げるとともに、期末手当、勤勉手当の支給割合をそれぞれ年間0.025月分引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号 川場村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第5号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第5号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第5号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第5号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,819万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,058万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税40万6,000円、国庫支出金6,672万8,000円、県支出金405万7,000円、繰入金700万円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

各款において、人事院勧告による給与及び手当等の増減額を計上いたしました。

第1款議会費は、192万6,000円を減額計上いたしました。議員報酬及び手当等であります。

第2款総務費は、6,563万1,000円を追加計上いたしました。食料品等物価高騰対応緊急支援交付金等5,920万8,000円及び衆議院議員総選挙費521万4,000円を追加計上いたしました。

第3款民生費は、913万4,000円を追加計上いたしました。物価高対応子育て応援手当788万円を追加いたしました。

第4款衛生費は、211万1,000円を追加計上いたしました。地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業により、会社設立に係る経費158万8,000円を追加いたしました。

第6款農林水産業費は、217万5,000円を追加計上いたしました。農道及び用排水路等補修工事請負費177万1,000円を追加をいたしました。

第7款商工費は、7万1,000円を追加計上いたしました。職員給与、手当等であります。

第8款土木費は、27万6,000円を追加計上いたしました。職員給与、手当等であります。

第10款教育費は、71万9,000円を追加計上いたしました。職員給与、手当等であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） それでは、令和7年度川場村一般会計補正予算（第5号）の細部説明をいたします。

令和7年度川場村一般会計補正予算（第5号）では、歳入歳出それぞれ7,819万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,058万3,000円とするものです。

4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

歳出でございます。

補正前の歳入合計は31億9,239万2,000円で、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額の合計は7,819万1,000円で、歳入合計を32億7,058万3,000円とするものです。

5ページをご覧ください。

歳出でございます。

補正前の歳出合計は31億9,239万2,000円で、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計が7,819万1,000円で、歳出合計は32億7,058万3,000円とするものです。

補正予算額の財源内訳でございますが、国庫支出金が7,078万5,000円で、その他が4,100万円で、一般財源がマイナスの3,359万4,000円でございます。その他でございますけれども、ほたかの里基金の繰入れとなります。一般財源との財源変更をいたしました。

6ページをご覧ください。

10款1項1目地方交付税1節地方交付税ですが、40万6,000円でございます。

14款1項1目民生費国庫負担金5節児童手当交付金、物価高対応子育て応援手当792万8,000円でございます。

14款2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,880万円でございます。

15款3項1目総務費県委託金4節選挙事務費委託金、衆議院議員総選挙費委託金405万7,000円でございます。

7ページをご覧ください。

18款1項1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金、財政調整基金の繰入れでございます。3,400万円減額でございます。

4目ほたかの里基金繰入金1節ほたかの里基金繰入金、ほたかの里の繰入金でございます。4,100万円でございます。

8ページをご覧ください。

歳出の細部説明になります。

各款及び項において、人事院勧告による報酬、給料、職員手当等の増減がありますけれども、説明を割愛させていただきます。

9ページをご覧ください。

2款1項3目財産管理費、12の委託料でございます。旧庁舎解体に伴う業務委託料でございますけれども、旧庁舎の平成19年度にアスベスト調査が行われまして、その結果の検証をいたしましたところ、2020年に法改正がありまして、再度アスベスト含有量の調査が必要となったため、ここで55万円を計上させていただいております。

4目企画費でございます。補正予算額の財源内訳でございますけれども、一般財源からその他財源へ財源変更をさせていただきました。

12目生活支援対策事業費でございます。食料品等物価高騰対応緊急支援交付金事業に使われる経費となります。11節役務費でございますけれども、郵送料、振込手数料等で37万8,000円でございます。12節委託料でございますけれども、電算委託料並びに封筒の作成代等になりまして

55万円でございます。18節負担金及び交付金でございます。10ページにかかりますけれども、10ページをご覧いただければと思います。食料品等物価高騰対応緊急支援交付金でございますけれども、内容といたしましては、令和8年1月1日を基準といたしまして、予算の計上でございますけれども、7年の12月末の人口で、2,914人に対応した経費となります。住民1人当たり2万円の現金給付となりますけれども、世帯主に口座振替により行いたいと思っております。5,828万円でございます。

11ページをご覧ください。

2款4項8目衆議院議員総選挙費でございます。1節報酬から12節委託料でございますけれども、その合計金額でございます補正額が521万4,000円でございます。

14ページをご覧ください。

3款2項1目児童措置費でございます。18節負担金補助及び交付金でございます。物価高対応子育て応援手当でございますけれども、ゼロ歳から18歳までを対象として、1人当たり2万円を支給する予定で、人数が394人の予定でございます。788万円でございます。

15ページをご覧ください。

4款1項3目環境衛生費になります。9月補正で委託料については計上させていただいておるんですが、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業による会社設立による経費になります。7節から23節で、合計補正額が158万8,000円でございます。

16ページをご覧ください。

6款1項5目農地費でございます。14節工事請負費、農道及び用排水路等補修工事請負費になります。田園プラザ付近を行う予定でございます。177万1,000円でございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出ともに一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ここで休憩を要求します。

○議長（小菅秋雄君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時47分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの総務課長の細部説明が終わりましたが、ほかに質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより議案第5号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第5号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 字句等の整理委任について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、字句等の整理委任についての件を議題といたします。  
お諮りいたします。

本臨時会で議決された事件について、その字句等の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。  
よって、字句等の整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。  
以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 村長から発言の申出がありますので、これを許します。  
村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会にご提案申し上げました案件につきましては、議員各位のご理解とご協力によりまして、慎重審議の上、いずれも原案のとおりご決定をいただきましたことを心より御礼を申し上げます。

今年度も残り2か月余りとなりましたが、まだ予定をしております行事等がございますので、議員各位におかれましては、ぜひとも参加協力をお願い申し上げます。

結びに、新年を迎え、厳しい寒さが続く本格的な冬真ただ中な時期ではございますが、インフルエンザ等がはやる季節でもあります。議員各位におかれましては健康にご留意をいただきまして、議

員活動はもちろんのこと、多方面にわたりましてのご活躍を心からご期待申し上げ、臨時会閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（小菅秋雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程されました案件につきましては、滞りなく議了し、無事閉会の運びとなりました。

新しい年を迎え、本格的な冬の寒さが続き、降雪への備えも欠かせない時期ではございますが、議員各位にはもとより、執行部の皆様におかれましてはご健康に十分ご留意をいただき、本年もさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎閉 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和8年第1回川場村議会臨時会を閉会いたします。

午前10時51分閉会